

当別町子どもの読書活動推進計画

(第4次計画)

令和8年度～令和12年度

当別町教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 第3次計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4

第2章 当別町子どもの読書活動推進施策

- 1 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 対象と各期の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～9

第3章 計画の点検・評価について・・・・・・・・・・ 10

資料編

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 12～13
- 2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次計画）（概要）
14～15
- 3 北海道子どもの読書活動推進計画＜第5次計画＞（概要）・・ 16～17
- 4 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 当別町子どもの読書活動推進計画（第4次計画）に係る委員会等 19

第1章 計画の策定にあたって

1 趣旨

平成13（2001）年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（資料編参照）が制定され、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」とすることを定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

国は、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、北海道もこれを踏まえ「北海道子どもの読書活動推進計画」（資料編参照）を第5次まで策定しました。国及び北海道においては、それぞれの成果と課題を踏まえ、おおむね5年毎に計画が策定されています。

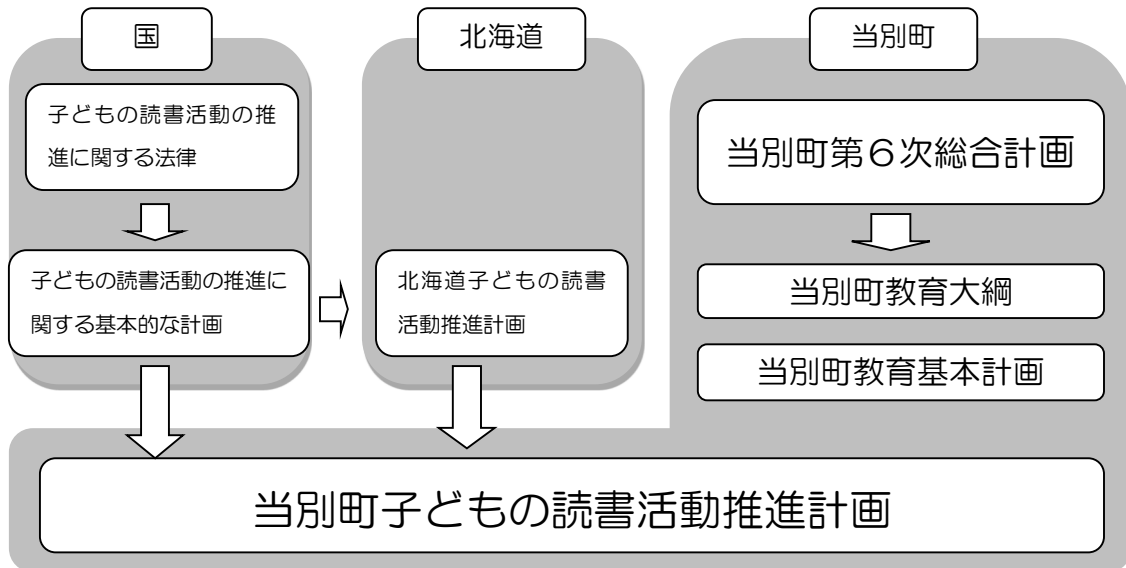
当別町においては、国、北海道の計画を踏まえ、平成22（2010）年4月「当別町子どもの読書活動推進計画」を策定しました。その後、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を鑑みながら令和3（2021）年には「当別町子どもの読書活動推進計画（第3次計画）」（以下、第3次計画という。）を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

このたび、令和7（2025）年度で第3次計画の計画期間が終了することから、子どもの読書活動のさらなる推進のため、これまでの基本的な考え方を継承しつつ第3次計画の成果と課題を踏まえた「当別町子どもの読書活動推進計画（第4次計画）」（以下、「第4次計画」という。）を策定するものです。

2 位置付け

第4次計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定し、「当別町第6次総合計画」が示す分野別の施策である「豊かな人づくり施策」に沿って策定される子どもの教育分野の個別計画として位置づけられるものであります。

また、「当別町教育大綱」をはじめ、「当別町教育基本計画」などとの整合性も図るものです。



3 第3次計画の成果と課題 (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

推進施策1 家庭における読書活動の推進

<成果>

- 『うちどく通信』および『図書館だより』を継続的に発行し、子どもに向けたおすすめ本の紹介やイベント案内のほかに、保護者向けにも新刊一般書の紹介等を行うことで、家庭により広く本に親しむきっかけを提供した。
- 10 か月児健診時にブックスタート事業、小学校および義務教育学校入学時にブックセカンド事業を実施し、子どもたちが実際に本に触れる機会を創出した。ブックスタート事業の事後アンケートでは、プレゼントした絵本が家庭で活用されていることが読み取れた。

<課題>

- ブックスタート事業後、それをきっかけとする継続した読書環境づくりに課題がある。

推進施策2 学校等における読書活動の推進

<成果>

- 各学校において朝読書やボランティアによる読み聞かせを行い、学校図書館運営においてもタブレット端末からの蔵書リクエスト受付等子どもたちがより読書に興味を持てるよう取り組んだ。
- 図書館職員が週1回各学校を訪問し、学校図書館の環境整備や図書修繕等の支援を行った。
- 図書館事業として行っている「ぬりえ&おすすめ本POP コンテスト」で園児児童生徒から作品を募集・展示することで、地域の人たちにも子どもたちの読書活動の一端を共有することができた。
- 読書が好きな子どもの割合は小学6年生で増加傾向、中学3年生においては平日1日あたり10分以上読書する割合が増加している。

<課題>

- タブレット端末の使用促進により紙の本の朝読書を実施しにくくなっている学校もあり、読書のあり方を再考していく必要がある。
- 教員の多忙化により、読書活動推進や図書業務に対する負担が増加している。
- 読書が好きな子どもの割合は中学3年生で減少傾向である。読書環境を整備し、図書に対する関心を高めることが必要である。

推進施策3 図書館における読書活動の推進

<成果>

- 町図書館において資料の購入予算を年々段階的に増額しており、子どもたちの幅広いニーズを満たすべく蔵書の充実を図っている
- 夏季に「図書館ミニ祭り」「古本市」、冬季に「クリスマス会」等を行い、地域の図書館として親しみを持ってもらえるようなイベントを企画・運営した。
- 各こども園・各学校と連携し、長期休暇前に直接来館しての団体貸出や日常的な施設利用、授業の一環としての施設見学等を受け入れ、図書館を利用する習慣のない子どもたちにも本に親しむ機会を提供することができた。
- 令和4年とうべつ学園の開校前には、蔵書やレイアウトなどについて検討を重ね、スムーズにメディアライブラリーを開設した。

<課題>

- 町図書館においては収容可能な蔵書数を踏まえて情報の古くなった資料を除籍する等適切な運用が必要である。
- 図書館利用者は減少傾向であり、利用者を増やすため工夫した取り組みが必要である。

第2章 当別町子どもの読書活動推進施策

この計画は、第3次計画の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とし、引き続き社会全体で子どもの読書活動を進めるために取り組んでいきます。

1 期間

令和8（2026）年度から令和12（2031）年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。各年度における事業計画は当別町社会教育推進計画の中で示し、年度末に評価を行います。

2 対象と各期の特徴

この計画の対象は、0歳から15歳までの子どもとします。

（1）乳幼児期（0歳～6歳） 「本に出会う」

一般的には、誕生直後から1歳または1歳半くらいまでが乳児期、その後、就学するまでが幼児期といわれています。

乳児期—乳児期は絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。そのため、この時期は、子どもが自己を形成していく上でも、保護者等周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。

◎0歳から1歳⇒本に出会いながら赤ちゃんと濃密なスキンシップ
本に出会いながら子どもに語りかけ

幼児期—本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとしたりして、本を楽しむことができるようになります。そのためこの時期は、想像力や新しいものをつくり出す力が培われるとともに、言葉も豊かになっていきます。

◎2歳から3歳⇒本に出会いながら子どもに語りかけ

◎3歳から5歳⇒本に出会いながらたくさんのおぼえ

⇒本に出会いながらコミュニケーション（双方向）

⇒本に出会いながらところを豊かに

また、乳幼児が認定こども園で、幼稚園教諭や保育教諭、友達と一緒に絵本などを見たり、聞いたりすることは、同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などを味わう貴重な体験となります。

(2) 小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

低学年—読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間を作ることが大切です。その後、子どもは自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになります。

高学年—読書力がつき、幅広いジャンルの本（ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など）に目を向けるようになります。学級担任・図書教諭等教員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

(3) 中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎えるなど、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

3 基本目標

子どもの読書習慣の定着

読書習慣は日常の生活を通して形成されることから、学校や家庭、地域等の中で生まれ、継続して行われるよう、読書活動の習慣化に向けて積極的に取り組む必要があります。そのためには、学校、家庭、地域等のそれぞれの役割を明確にするとともに、関係機関や団体等と連携し相互に協力しつつ、子どもの発達の段階に応じて多様な取組を進めていくことが重要です。

また、社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展を踏まえて子どもの言語能力や情報活用能力を育むよう取り組む必要があります。

推進施策1 図書館における読書活動の推進

【推進の方向性】

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが気になった絵本を手にとったり、小中学生が興味に合った資料を調べたりすることができるよう、読書環境を整備する必要があります。

そのためには図書館が子どもの読書活動と環境の実態を踏まえ、読書活動の推進に向けた場所や機会を提供することによって、望ましい読書環境づくりに努めることが重要です。

また、地域ボランティアや関係機関との連携により効果的な機会を提供することが必要です。

【具体的な取組】

①図書館機能の充実

- ・計画的な蔵書充実
- ・読み聞かせ等のボランティア育成
- ・子どもの視点に立ったサービスの改善
- ・多様な利用方法の推進（セルフ貸出機導入）

②イベントの実施

- ・図書館に親しむための四季折々のイベントの実施
- ・図書館職員企画による企画展の実施

③関係機関との連携

- ・認定こども園、学校等と連携した読書活動の推進
- ・巡回図書をはじめとした蔵書貸出の実施
- ・学校図書館に対する図書館職員派遣による運営支援

④図書館職員の資質向上

- ・定期的なミーティング、研修等の実施
- ・先進地視察、研修会等の参加

⑤啓発・広報

- ・「うちどく（家読）通信」「図書館だより」の発行による、
新着図書やイベント等の情報発信

推進施策2 学校等における読書活動の推進

【推進の方向性】

認定こども園や子育て支援センターでは、保育教諭や職員等による読み聞かせを行うほか、子どもが興味を持っている絵本の保護者への紹介や貸出を通じて、絵本に触れることの楽しさや大切さを伝えていきます。

小中学校では、児童生徒が多くの本に親しむと共に、読書の習慣化を図り、豊かな情操を養うことを目的に学校図書館の充実を行います。また、児童生徒が自ら読書に親しむことができるように、読書指導を推進していきます。

【具体的な取組】

①様々な読書活動の展開

- ・「読み聞かせ」「朝の読書」活動や校内読書週間等の設定
- ・読み聞かせ、ビブリオバトル、POP作成等の手法を活用した読書活動

②学校図書館機能の充実

- ・図書委員会等の児童生徒による自主的な読書活動
- ・児童生徒、教員の希望を取り入れた蔵書の充実
- ・図書館職員派遣による学校図書館の活性化

- ・各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた
学校図書館の活用

③図書館職員と司書教諭の連携

- ・図書を活用した学習の推進

推進施策3 家庭における読書活動の推進

【推進の方向性】

子どもの読書習慣は保護者が日常の生活の中で子どもの読書活動の機会の充実及び読書習慣の定着に向けて積極的に取り組む必要があります。読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る「うちどく（家読）」に取り組むことにより、子どもが読書に親しむきっかけをつくとともに、読書に対する興味や関心をもたせるように子どもに働きかけることが望まれます。

多忙な生活のなかで読書習慣の定着を図ることが困難な家庭も見られることから、子どもたちの読書活動を充実させるべく支援を継続していきます。

【具体的な取組】

①家庭での読書の推奨

- ・「読み聞かせ」や家庭における読書活動の啓発
- ・ブックスタート、ブックセカンドで受領した図書の活用
- ・食後や週末など時間や日を決めて家族全員での読書や、読んだ本について会話する機会の創出

②図書館の活用

- ・図書館が行う企画展やイベント等の参加
- ・ブックスタート実施時における図書館利用カード作成をきっかけとした継続的な図書館利用

③「うちどく（家読）」の推進

- ・「うちどく（家読）通信」「図書館だより」を活用した、
保護者自身が読書に親しむことや図書館を利用することの啓発

第3章 計画の点検・評価について

施策推進の点検・評価については、計画の指標及び推進施策を中心に進捗状況などの点検を毎年実施し、評価を行います。

指標	現状値 令和5・6年度 (調査実施年度)	目標値 令和12年度
図書館における蔵書冊数 (内児童図書数)	40,758冊 (17,906冊) (R6)	45,000冊 (22,000冊)
図書館における15歳以下一人当たり 年間図書貸出冊数	12.9冊 (R6)	15冊
図書館情報専門員による 学校図書館支援回数	113回 (R6)	120回
学校図書館における蔵書冊数	40,337冊 (R6)	45,000冊
学校図書館における児童生徒一人当たり 年間図書貸出冊数	16.2冊 (R5)	20冊

資料編

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次計画）（概要）

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定 ○ 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする 	
第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等	
子どもの読書活動に関する取組の現状	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加 ○ 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少 	
子どもの読書活動の現状	
不読率の現状	新型コロナウイルスの感染拡大
<p>目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p>現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない</p> <p>R4：小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性 ○ 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇 ※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加 (令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)
読書量・読解力の現状	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い (小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊) (全国学校図書館協議会「学校読書調査」) ○ 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位) ※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い (OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査) 	

第2章 基本的方針	
<p>急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する</p>	
<p>1 不読率の低減 就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実 不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等</p>	
<p>2 多様な子どもたちの読書機会の確保 障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備</p>	
<p>3 デジタル社会に対応した読書環境の整備 社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める</p>	
<p>4 子どもの視点に立った読書活動の推進 子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる</p>	

第3章 子どもの読書活動の推進体制等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める ○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条) <p>※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能</p>	

市町村	市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%) 目標:市:100% 町村:80%以上
-----	--

都道府県	国
<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県立図書館を活用した市町村への支援 ● 域内市町村への助言、取組・施策の紹介 ● 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析 ● 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、**家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある**

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、**読書バリアフリーコンソーシアム**の推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(**コミュニティ・スクールとの一体的な推進**)
 - ・読書活動など体験活動に関する**ポータルサイトの構築**

2 人材育成

- 読書バリアフリー法**や**ICT環境の変化**を踏まえ、
 - ・司書等の**講習・研修等の見直し**
 - ・国が実施する講習の**オンライン化の推進**

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(**子どもの読書活動推進フォーラム**)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(**幼児教育関係分野**)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、**乳幼児期からの切れ目ない支援の促進**(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、**学校種間の移行段階に着目した取組の促進**(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用**による既存の取組の**更なる参加促進**(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子ども**の参加しやすさ**を考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・**家庭教育支援チームの配置促進**を図るとともに、その際「**ブックスタート**」、「**家読(うちどく)**」等の活動推進

3

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、**家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある**

III 地域(図書館)	IV 学校等
<ul style="list-style-type: none"> ○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 <ul style="list-style-type: none"> 多様な子どもたちの読書機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供 ・多言語・やさしい日本語による利用案内 ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組 ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会 デジタル社会に対応した読書環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実 ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ) 子どもの視点 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等への企画段階からの子どもの参画 ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり) ○図書館の設置・運営及び資料の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の計画的整備 ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進 ・「望ましい基準」の見直しの検討 ○司書等の配置の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 <ul style="list-style-type: none"> 多様な子どもたちの読書機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備 ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供 ・図書館、ボランティア等との連携(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等) デジタル社会に対応した読書環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等) ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携) ・学校図書館図書情報のデータベース化 子どもの視点 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見聴取の機会の確保 ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画 ○学校図書館資料の計画的整備 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進 ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討 ○司書教諭、学校司書の配置の促進

V 民間団体

- 民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - ・**読書週間**等のキャンペーン、**読書感想文コンクール、フォーラム**の開催
 - ・**専門的知識を有する者の養成**(絵本専門士等)
 - ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)
- 民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び**子どもゆめ基金**による助成等

4

出典：【別添2】第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(概要)(文部科学省)

(https://www.mext.go.jp/content/20230327mxt-chisui01-100316_02.pdf)

3 北海道子どもの読書活動推進計画〈第5次計画〉（概要）

北海道子どもの読書活動推進計画〈第五次計画〉【概要版】

< 2023（令和5）～2027（令和9）年度 >

第1章 計画の基本的な考え方

◆ 計画策定の趣旨とその背景

- 子どもの読書活動は、社会全体で推進を図る必要
- 第四次計画の成果と課題を踏まえた内容
- 社会の変化や国の新たな施策等に対応した内容

◆ 国や道の動向

- 国：読書バリアフリー法の公布・施行（2019.6）
- 国：GIGAスクール実現推進本部設置（2019.12）
- 道：地学協働活動実証事業「CLASSプロジェクト」開始（2021.4）

基本 理念

北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図る

◆ 計画の性格

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条に基づき策定
- 「北海道教育推進計画」の個別計画として策定
- 社会全体で北海道の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すもの

◆ 推進状況の把握

推進状況については、「北海道子ども読書活動推進会議」に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努める

◆ 「第四次計画」の進捗状況及び成果と課題

【成果】

- 子どもの読書活動推進計画を策定した市町村が増加したこと
- 学校図書館図書標準の達成や学校司書の配置が、目標値には届かないものの、全ての校種で改善の傾向が見られること

【課題】

- 家や図書館で普段10分以上読書をする児童生徒の割合が減少していること
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に事業を実施している市町村数が減少していること など

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 〈基本目標1〉社会全体での子どもの読書活動の推進

【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

- ① 子どもの読書習慣の定着
 - 食後や週末など時間や日を決めて家族全員が読書をしたり、読んだ本について会話したりすること
 - 保護者自身が、市町村が実施する講座や読み聞かせ会等も活用しながら、読書に親しむこと
- ② 保護者の読書活動への理解の促進
 - ブックスタート事業やブックスタートに準じた事業の充実
 - 北海道子ども読書応援団などのボランティア団体や子育てサークルによる読書活動の促進

【推進方策1-2】 地域における読書活動の推進

① 図書館サービスの充実

- 子どもの視点に立ったサービスの改善
- まちづくりの拠点として、子どもや大人をつなぐ交流の場の創出
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」における事業の実施と情報の提供

② 学校等の連携・協力

- 児童生徒の調べ学習や探究活動等の授業の支援
- 学校図書館や学級文庫等への図書館資料の団体貸出し

【推進方策1-3】 学校等における読書活動の推進

① 読書指導の充実

- 一斉読書や書評合戦（ビブリオバトル）等の読書を推進する取組の実施
- 各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学校図書館の活用
- 1人1台端末と学校図書館を活用した学習による情報活用能力を育成する活動

② 家庭や地域との連携・協力

- 保護者やボランティア、公立図書館、民間団体等との連携による読書活動

<基本目標1> の目標指標

【指標1】 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数

【指標2】 授業（総合的な学習の時間、総合的な探究の時間）で学校図書館を活用している学校の割合

【指標3】 公立図書館や様々な人材と連携した取組を行っている学校の割合

2 <基本目標2> 子どもの学びを支える読書環境の整備

【推進方策2-1】 地域における読書環境の整備

① 公立図書館の資料・設備等の整備

- ヤングアダルトコーナーの設置など、子どもが立ち寄りやすい環境の整備
- 電子書籍や点字図書、音声図書、拡大図書など、障がいのある子どもでも利用しやすいアクセシブルな書籍や設備の整備
- 電子書籍を含む電子資料の利用促進

② 読書活動の推進・支援体制の整備

- 子ども読書活動推進計画の策定、施策の実施、点検・評価及び改定
- 他の公立図書館や学校図書館との連携による資料の相互貸借
- 図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施

【推進方策2-2】 学校等における読書環境の整備

① 公立学校図書館等の資料・設備等の整備

- 学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備
- 児童生徒の発達段階、学校・地域の実情に応じた適切な新聞の複数紙配備
- 蔵書のデータベース化の導入
- 電子管理を活用した貸出・返却
- 電子書籍の導入や1人1台端末との連携の検討

② 人的配置の推進と運営体制の充実

- 司書教諭の役割等の理解促進
- 学校司書の配置促進
- 図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施

<基本目標2> の目標指標

【指標4】 所管の公立図書館（室）において、障がいがあっても利用しやすい形式の書籍の導入やサービスの提供をしている市町村数

【指標5】 学校図書館において、蔵書の電子管理をしている学校の割合

【指標6】 学校司書を配置している学校の割合

この情報は北海道のオープンデータを利用しています

4 用語解説

用語	解説
子ども読書の日	4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって定められた日。
子どもの読書活動の推進に関する法律	すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備の推進を求めた法律。平成13年12月に施行。
司書教諭	小学校、中学校及び高等学校において、学校教育に必要な資料を収集・整理及び保存し、これを児童生徒や教職員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。学校図書館法により、12学級以上の学校に置かなければならない。
巡回図書	子どもが多くの本に触れ読む機会を増やすことを目的に、図書館の図書を小中学校、子どもプレイハウス、認定こども園、子育て支援センターに貸し出す事業。
スタンダード図書	当別町子どもの読書活動推進委員会が選定する子どもに読んでほしい推薦図書。
ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークを構築を支援する、インターネットを利用したサービス。
ビブリオバトル	お気に入りの本を持ち寄って、その面白さについて5分程度でプレゼンテーションを行い、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定するイベント。
ブックスタート	乳幼児10ヶ月健診に際して、保護者に絵本を手渡し、乳幼児期からの絵本の読み聞かせの大切さや方法などを伝えることを目的として実施。
ブックセカンド	乳幼児期に育まれた読書への興味、関心を引き継ぎ、読書習慣を育て、さらに家族ぐるみで高めていくことを目的とし、小学1年生の入学のお祝いとして自分の選んだ本をプレゼントする事業。
POP (ポップ)	「Point of purchase advertising」(購買時点広告)の頭文字から取った略語で、主に小売店の店頭プロモーションとして展開される広告媒体。
レファレンスサービス	学習・調査・研究を目的とする利用者に求める資料や情報を検索し、提供すること。

5 当別町子どもの読書活動推進計画（第4次計画）に係る委員会等

【当別町社会教育委員会】

任期 令和7年4月24日～令和9年4月23日

役 職	氏 名	所 属
委員長	浜 上 尚 也	学識経験者
副委員長	瀧 沼 史 朗	西当別小学校
委 員	近 藤 留 美	社会教育活動実践者
委 員	曾 川 昭 治	当別町文化協会
委 員	伊 藤 美穂子	当別町スポーツ推進委員会
委 員	小 竹 泰 斗	当別青年会議所
委 員	佐 藤 太一郎	当別町子ども会育成連合会
委 員	後 藤 尚 範	当別町PTA連合会
委 員	川 合 秋 夫	学識経験者

【当別町子どもの読書活動推進委員会】

任期 令和7年6月2日～令和9年5月31日

役 職	氏 名	所 属
委員長	瀧 沼 史 朗	学識経験者
副委員長	瀨 能 実 紀	当別町福祉部子ども未来課
委 員	大 場 さおり	とうべつ学園
委 員	弥勒院 瑞 枝	西当別小学校
委 員	小 柳 華奈子	西当別中学校
委 員	高 橋 侑 己	教育委員会学校教育課
委 員	加 藤 裕 弓	認定こども園当別夢の国幼稚園
委 員	寺 田 美由紀	認定こども園おとぎのくに
委 員	富士本 亜希子	とうべつ学園よみきかせ隊



当別町子どもの読書活動推進計画（第4次計画）
令和8（2026）年3月

当別町教育委員会

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

TEL0133-22-3834 FAX0133-23-3114

kyoshakai@town.tobetsu.hokkaido.jp

<http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/kyoiku-top/3684.html>